

1. 概要

平成24年の介護保険制度改正では、「24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「複合型サービス」など新たなサービスの導入によって地域包括ケアシステムの推進が色濃く打ち出されました。介護報酬改定においても、特養を含めた施設関係サービスの報酬、特に特養ホームの多床室単価は大きく引き下げられ、在宅サービス偏重の施策が布かれました。

平成24年度は、はかた寿園が開設して13年が経過し、介護保険事業所として介護報酬の収入を財源に、地域に根ざした介護老人福祉施設として安定的な施設運営を行った。

支出される経費については、種別ごとに最小限度に節約をし、その事によって介護ケアでの支障がないように努めた。また、職員自らが主催した勉強会、各種研修等に積極的に参加して、職員の専門性、資質向上を図り、利用者へのサービス提供を行った。

会計業務については、社会福祉法人の『指導指針』に沿って、財務会計、介護報酬の請求、利用者の預貯金管理等、円滑な事務処理を行うことができた。

2. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

定員50人の入所状況は、病院に入院する者等の為、常時満床という訳にはいかなかったものの、緊急を要する利用者の便宜を図る為、ショートステイの空床利用や一時的措置利用のため2床を確保した。（利用状況については現況調書参照）

特に厚生労働省が提唱している下記事項については職員の共通理解として取り組んだ。

（1）介護現場における「身体拘束ゼロ作戦」について

国は「身体拘束ゼロへの手引き」を全国の高齢者ケアに関わる全ての人を対象にして各施設に配布した。はかた寿園もこれの取り組みとして、身体拘束廃止検討会を設け、毎月定期的に事故・ヒヤリハット報告書に基づいて、構成員が意見交換と今後の対応について検討を行った。

（2）ユニットケアに向けての対応について

利用者に落ち着いた居室の提供、利用者の生活リズムに合わせた介護の提供をする目的にユニットケア方式を導入している。利用者を状態別に10～20人の小グループ3班に編成して、グループ別に職員3～5人が介護にあたり、利用者一人一人の状態把握、より細やかなニーズに対応ができた。

（3）感染症対策について

施設内における感染対策を組織的に進めていくために『感染対策委員会』

を設け、平常時の感染予防と集団発生時の拡大防止策の検討を行った。感染対策マニュアルを保健所と協力して作成し、基本的なこと（感染源を、
1. 持ち込まない 2. 拡げない 3. 持ち出さない）を守って感染拡大を防ぐように努めた。

特にノロウイルスとみられる集団感染が流行した時点では、園内の消毒の徹底、家族、知人等の面会規制やボランティアの受け入れ中止などの対策を講じ、最小限に止める対応ができた。

3. ショートステイ（短期入所生活介護）

特養の補完機能が図れるよう、利用者の理解を求めながら実施した。（利用状況については現況調書参照）

4. 処遇

職員全体が老人福祉法の基本理念と介護保険法の目的を十分理解し「お年寄りを敬愛すると共に基本的人権を尊重し、施設が明るく楽しい場」になるよう努めた。

日常の業務の流れの中で、毎日2回「申し送り」と「引継ぎ」を行い、ミーティングの場で全般的な連絡事項についてそれぞれの担当から報告と当日のケアの実施事項について確認を行っている。

ケアプランの実行について、個人別ADLの向上に努める為、介護支援専門員が中心となり、介護職員の研修及びケアカンファレンスを通じ日常業務の中で積極的に取り組んだ。又、看護師も協力体制のもとで処遇に対応した。

行事関係では、年間を通じて町内ボランティア団体の協力により、毎月の誕生会、お花見、よしうみバラ公園、ソーメン流し、夏祭り、運動会、餅つき、定期的な「喫茶の日」、「買物ツアー」等、多彩な催し物を開催することができた。

5. 健康管理

利用者は毎日バイタルチェックを確実に実施すると共に、週数回の嘱託医による回診を行い健康管理に努めた。要観察者については、看護師・生活相談員・介護職員が連絡を密にして応急処置の徹底を図ると共に、病状によっては、家族の意向、嘱託医の指示により協力病院（はかた外科胃腸科病院）又は、県立今治病院、済生会今治病院、瀬戸内海病院等へ入院措置も行った。歯科については、森田デンタルクリニックの協力で、口腔ケアを行った。また、眼科については、たくぼ眼科より月1回の定期診察をしてもらっている。

6. 栄養管理

食事は基本的ケアの一つである為、衛生管理のもとで、安全で楽しくおいしい献立の提供が毎日できるよう、毎月1回、施設側と業務委託先の栄食メディックス株式会社による給食検討会を開催し栄養管理に努めた。

毎月開催の誕生会は季節感のある献立とし、月2回の選択食（副食）で、利用

者は楽しむことができた。食事介助については、利用者の個々のペースを大切に
した介助に努めた。

7. 家族との交流

家族会の結成により、積極的な面会の受け入れや各種行事の参加要請を行い、
交流を深めながら、情報の交換に努めた。

8. ボランティアの受け入れ

伯方町内の各ボランティア団体の受け入れを積極的に行い、介護の補助的なボ
ランティア活動と各行事への参加ボランティア活動により、はかた寿園の円滑な
運営のサポートをしていただいた。

9. 防災訓練

防火訓練、避難訓練を年2回実施し、自動火災通報受信機、火災通報装置、排
煙装置、消火器、消火栓等の基本的操作を習得すると共に、避難場所、避難経路、
避難誘導指示等の体制を再確認した。

10. 職員の状況

平成25年3月31日では、正規職員28名、パート職13名である。

11. 職員教育

平成24年度愛媛県老協及び東予地区老協主催の職種別研修会や、愛媛県
及び愛媛県社協主催の専門的な研修に積極的に参加した。

又、職員の意識の改革及び介護レベルの向上の為に、職員自ら問題を提起して
グループごとに勉強会を月1回のペースで開催した。特に、入浴技術習得につい
ては入浴委員会を中心に積極的な研修に取り組んだ。

12. 職員の健康管理

年1回の定期健康診断を受診した。(夜勤を伴う介護職員は年2回)

12月は、職員全員インフルエンザワクチンの予防接種を行い、施設内感染の
予防に努めた。特に夜勤明けの休日有効利用による休養、静養の徹底を指導した。

13. 資金収支

資金の収支については、平成24年度資金収支予算書に基づいて適正に執行し、
社会福祉法人の「指導指針」に沿って会計処理を行った。

14. 伯寿ニュースの発行

随時発行することにより、はかた寿園での利用者、家族、職員の相互交流と施
設運営の情報を公開した。また、毎月“ほっこり”と称して園内の出来事や利用
者の生活を紹介し、家族や面会に来られた方に好評です。